令和元年６月２８日

八戸市財政部契約検査課

各　　位

**特別管理産業廃棄物管理責任者の配置について（お知らせ）**

　このことについて、飛散性の吹き付け石綿(石綿含有仕上塗材含む)や石綿含有保温材の除去工事等の際に行う、大気汚染防止法(特定粉じん(アスベスト)排出等作業)に関する届出における「特別管理産業廃棄物管理責任者」(廃掃法)は、元請け業者の従業員であることが必要です。

　今後、当市発注の建設工事において、当該管理責任者の配置が必要な場合は、入札公告の入札参加資格に記載するとともに設計図書にも明記いたしますので、入札の際にはご注意くださいますようお願いいたします。

なお、当該管理責任者につきましては、概要及びＱ＆Ａ資料を市ホームページに掲載しておりますのでご確認いただくほか、当市環境保全課へ問合せくださいますようお願いいたします。

　　◎特別管理産業廃棄物管理責任者に関する問合せ

　　【制度全般に関すること】

　　　○八戸市環境部環境保全課　廃棄物対策グループ

　　　　電話：0178-51-6195

　　【当該管理責任者の講習会に関すること】

　　　○公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ＪＷセンター）

　　　　電話：03-5275-7115（平日の午前９時から午後５時まで　※土日祝日は利用不可）

　　◎概要及びＱ＆Ａ資料（市ホームページ掲載箇所）

　　　市トップページ

＞　産業・ビジネス　＞　入札・契約　＞　契約検査課からのお知らせ

　　　　＞　特別管理産業廃棄物管理責任者の配置について

問合せ先

八戸市財政部契約検査課

電話：0178-43-2111

内線：3455